



謹賀新年

皆さま、明けましておめでとうございます
本年も何卒宜しくお願い致します



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

税理士の未来

いよいよ2025年に突入しました。ということは2000年代も1/4を過ぎようとしている訳ですが、改めて振り返るとこの間ITの進歩は目を見張るものがありますよね。我々の税理士業界も会計帳簿の記帳や申告書等の作成は完全にパソコン作業となり、申告書等の提出も特別なことが無い限り電子申告で対応。またインフラ整備が不十分であるため本意では無いものの、昨年5月より一部税目の納付書が税務署から送付が取りやめとなり、インターネットバンキングやクレジットカードによる納税に嫌が上でも移行せざるを得ない状況になっております。昨今、人工知能(AI)も急速に発展し、何か調べたいことがあってもChatGPTを使えば、一瞬でネットの情報を集めて丁寧に説明してくれます。そうなってくると税務・会計の分野においても、専門家である税理士に聞かなくても良くなる日が早晩に来て、税理士の職業が無くなるのではと巷では言われたりしております。それゆえ、税理士業界内でも危機感は相当に感じております。そういうこともあり私が所属している税理士の外郭団体「全国青年税理士連盟」では、昨年度『新時代に求められる税理士の役割』という大テーマを掲げ、税理士業務のICT化について研究を行い、税理士という職業がなくなってしまうのか否か、多角的に検証をしました。そこで導き出した答えは「この先どんなにITの進化があっても、税理士という職業は無くならない」というものでした。では、その答えの理由を税理士の業務(税務書類の作成、税務代理、税務相談)を紐解いて解説してみますね。

まず税務代理をAIが出来るかと言えば、そもそも現行法ではAIは人格が無いため法律上代理人になり

えないですよね。また税務相談についても、納税者の個別具体的な事情を踏まえて的確に回答するためには、単に数字や事実だけではなく、納税者の性格や人生、雰囲気や歴史なども聞き出す必要があります。そのためには税理士と納税者との間で信頼関係を築いていかなければならず、さすがにAIではこのような対応は困難では無いでしょうか？更に税務書類の作成においても、税法の解釈の範囲において採用可能な処理の方法が複数存在するとき、又は相対的な判断を行う必要があるときに、納税者が判断に迷ってAIに選択を委ねた結果、納税額が増えてしまっても、現行法ではAIには人格が無いため責任を問えないですよね。一步踏み込んでAIの開発業者に責任を取らせるという考え方も有りそうですが、そんなことをしてしまうとどこもAI開発を行わなくなってしまうことが予想されます。ただシンプルな内容で誰が作成しても同じ納税額となるのであれば、AIが税理士に取って代わることは今の技術でもすぐ実現しそうです。言い換えれば、会計帳簿の記帳代行や申告書等の作成のみしか行わない税理士は、近々AIに淘汰されるかもしれません。

そう考えると、AIの特性を理解した上でAIと連携してデータ整理やルーティン作業を高速かつ正確に行うことで、効率的に業務を進めて時間を創出する。そして、その時間を活用してお客様と密にコミュニケーションを取りながら戦略的な業務や高度な分析、お客様の業務の改善進捗を指導する時間に充てる。というのが、未来の税理士のあるべき姿ではないでしょうか。当事務所においても、そのような姿を目指すべく、日々業務に当たって参りたいと思います。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 5月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、**1月末までに中間納税をしなければなりません。**

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**1/31(火)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。

2 年末調整で確定した源泉所得税は**1/20(月)**までに納税をしなければなりません。

→源泉所得税納付書を**1/10(金)**過ぎにお送り致しますので、**1/20(月)**までに納付の対応をお願い致します。なお納付税額が無い場合は個別にご連絡致します。

3 事業者は法定調書合計表を**1月末までに税務署に提出しなければなりません。**

→作成のために、令和6年中の「事務所等の家賃等の支払額」「外注等への支払額及び源泉徴収税額」の情報が必要となります。これらの情報と「賃貸人の氏名、住所」「外注業者(個人のみで結構です)の氏名、住所」を**1/17(金)**までに加納税務会計事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。

4 事業者のうち取得価額が10万円以上の固定資産を合計150万円以上所有されている場合、**1月末までに償却資産税申告書を事務所が所在する役所・役場(東京23区の場合は管轄の都税事務所)に提出をしなければなりません。**

→決算終了後から昨年未までに固定資産を取得した場合は、「取得日」「取得価額」「請求明細書・領収書等」を**1/17(金)**までに加納税務会計事務所にお送り(メールでも結構です)下さい。



税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

1 令和7年1月から、税務署に紙面で提出した申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われなくなります。

今後は必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をすることになります。

なお、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」(今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの)に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しするとのことです。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、窓口での収受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名(業務センター名)を記載したリーフレットを同封して返送するとのことです。

NISAについて

最近よく耳にするNISA。しかし、実際には「何となく始めた方が良さそうだけど、本当に始めた方がよいのか?」「メリットばかり強調されて、デメリットはないのか?」等疑問を持たれている方もいるでしょう。

今回はできるだけ簡単にNISAのメリット、デメリットを説明していきます。前号では、「株式取引について」の説明をさせていただいておりますので、併せてご覧いただけますと理解が深まります。

NISAとは

Nippon Individual Savings Accountの愛称であり、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の事です。

前月号でお伝えした通り、株式等の譲渡益には20.315%の税金が課税されます。

一方で、NISA制度を活用すれば株式投資を行って出た利益が非課税になりますので、利益の額をほぼ現金化する事が可能です。なお、2024年1月よりNISAを積極活用できるよう大きな制度変更がありましたので、従来からの変更点の説明をしていきます。

従来NISAと新NISA比較図

	従来NISA		新NISA	
	積立NISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
制度の併用	併用不可		併用可能	
非課税期間	20年間	5年間	無期限	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	最大800万円 (40万×20年)	最大600万円 (120万×5年)	2つの投資枠併せて1,800万円 (内、成長投資枠は1,200万円)	

年間投資枠（年間で買える株の上限額）の拡大に加え、併用も可能になったので非課税で投資できる金額が大幅に増えました。また、非課税期間が最長20年から無期限になったことにより、これまでより出口戦略を考えるのが容易になり、かつ長期で運用するほど節税効果が大きくなります。

留意点

- ・元本保証がないので投資した元本が割れるリスクがあります。但し、長期運用でリスク低減は可能です。
- ・NISA口座で発生した損失を、NISA口座以外の特定口座や一般口座で保有する上場株式等の譲渡益や配当等との損益通算、翌年以降への繰越し、および翌年以降の譲渡益からの繰越し控除をすることができません。
- ・比較図をご覧いただければ分かりますが、現行NISA口座から新NISAへ直接資産を移すことが出来ないため、一度資産を売却する必要があります。なお非課税保有期間が終了したものを売却し、利益が出た場合には売却益に対して課税されます。

まとめ

上記の通り、NISAには株式や投資信託の商品から得られた利益が非課税になるメリットがあります。一方で、NISAには元本保証がないので損失が発生する可能性があり、そこで発生した損失を、他の証券口座の利益と相殺をすることが出来ないというデメリットがあります。メリットとデメリットの両方を理解した上で、将来に向けた資産形成にどのように活用するのか考えることが大切です。

ご不明点は当事務所までご相談ください。

①業務報酬価格、一部改定のお知らせ

当事務所は開業以来、月次報酬等の基本価格は据置きで業務の対応をさせて頂いておりましたが、

- ・ エネルギー価格が高騰したことによる光熱費、運送費、交通費等の上昇
- ・ 先進諸国との物価の差による輸入価格等の上昇による事務所備品費等の上昇（2015年物価指数：98.22、2024年物価指数：107.95、上昇率：9.9%）
- ・ 最低賃金の上昇による人件費及び支払経費等の上昇（2015年最低賃金：907円、2024年最低賃金：1,163円、上昇率：28.2%）
- ・ 税務の複雑化による税務会計ソフト等の使用料の上昇、研修時間、処理時間の増加による研修費及び人件費の上昇
- ・ 少子高齢化の影響により、人材確保が困難であることによる採用費の上昇

などの要因により、価格据置きですとお客様に対するサービスの質を確保することが困難な状況でございます。

つきましては令和7年1月より基本価格及びスポット業務の価格を一部改定させて頂きました。また自動解約になるケースにつきまして内容を見直し、10のケースを改めて規定させて頂きました。それにより昨年以前の関与内容と変更が発生しますので、添付の「加納税務会計事務所、価格変更点のご案内」をご確認下さい。

皆さまご理解の程、宜しくお願い致します。



新価格表

②昨年10月から弥生会計の「記帳代行用ツール」サービスを開始致しました。

こちらのサービスは**仕訳入力に必要なデータの取得や情報の共有を行えるようになるためのツール**です。これにより「記帳代行用ツール」に登録をした金融機関・クレジットカード・電子マネーの明細・タブレットPOSレジ等の売上データなどは**会計事務所の会計ソフトと自動的に連携**されます。つまり記帳を当事務所にご依頼されているお客様が、従来は郵送又はメールで当事務所にお送り頂いていた仕訳日記帳、通帳コピー及びクレジットカードの明細などの書類の取りまとめや送付が基本不要となります。

料金はシステム利用料として月1,000円(消費税別)頂戴いたしますが、先着20件に限り1年間無料とさせて頂きます。

導入、又はサービス内容のご確認をご希望のお客様は、当事務所までご連絡下さい。



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>

